

津市避難所等建築物耐震診断事業補助金

1. 対象者

対象建築物の所有者又は管理者の方です。

2. 対象建築物

次の①～③のすべてに当てはまる建築物です。

- ① 木造の建築物であること
- ② 本市の区域内にある昭和56年5月31日以前に建築（着工）された民間の建築物であること
- ③ 避難所等の施設として利用される建築物（地区で避難所として指定している集会所等）

3. 対象事業

対象建築物の耐震性を確認するために耐震診断（国土交通省住宅局建築指導課監修の耐震診断基準、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等に基づく耐震性の評価）を行う事業。

4. 補助金の額

耐震診断に要した費用の3分の2の額（最高3万円）

5. 申請に必要な書類等

- (1) 申請書
- (2) 耐震診断に要する経費の見積書等の写し
- (3) 建築年が確認できる書類の写し
- (4) 地域で避難場所として指定している集会所の場合、避難所として指定している旨の記載された書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

6. 提出場所

都市計画部建築指導課

手続きの流れ

Step1 申請手続き

① 補助金交付申請

申請書に必要事項を記入し、その他必要書類を添えて建築指導課へ提出して下さい。

② 交付決定通知の受理

市から「補助金等交付決定通知書」が郵送されます。

Step2 診断の実施

③ 耐震診断の実施

交付決定通知後、耐震診断の契約、耐震診断を実施して下さい。
※交付決定日までに契約を行った場合は補助対象外となります。

Step3 実績手続き

④ 実績報告書の提出

診断が完了したら、完了後30日以内に、実績報告書を建築指導課へ提出して下さい。また、添付書類として次のものが必要になります。

- ① 耐震診断結果報告書
- ② 耐震診断判定書
- ③ 耐震診断業務委託契約書及び領収書の写し

(実績報告書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。)

⑤ 交付確定通知の受理

市から「補助金等交付確定通知書」が郵送されます。

Step4 請求手続き

⑥ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金が交付されます。
(請求書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。)

津市 都市計画部 建築指導課
〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号
TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336